

九州大学技術流出防止マネジメント委員会規程

平成27年度九大規程第41号
制定：平成27年 9月30日
最終改正：平成31年 3月29日
(平成30年度九大規程第131号)

(設置)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）に、技術流出防止マネジメントについて調査審議、企画及び監査を行うため、技術流出防止マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 技術流出防止マネジメントの体制及びシステムの構築に関すること。
- (2) 技術流出防止マネジメントの運用及び普及に関すること。
- (3) 文部科学省委託事業「産学官連携リスクマネジメントモデル事業（技術流出防止マネジメント）」に関すること。
- (4) その他技術流出防止マネジメントに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
- (2) 学術研究・産学官連携本部長
- (3) グローバルイノベーションセンターの教授のうちから委員長が指名する者 1人
- (4) 法務統括室の職員のうちから委員長が指名する者 1人
- (5) 総務部長、情報システム部長及び研究・産学官連携推進部長

2 前項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員は、総長が任命する。

5 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

6 委員長は、委員会を主宰する。

7 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(ワーキンググループ等)

第6条 委員会に、技術流出防止マネジメントに係る調査、指針の策定及び研修プログラムの作成等を行わせるため、必要に応じてワーキンググループ等を置くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、研究・産学官連携推進部産学官連携推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第101号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第22号)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第96号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第131号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。